

PwC Tax Insight (No.19/2016)

フリーゾーン内での保管期間に関する制限

Issue 05 September 2016



.....
フリーゾーン内での物品の保管期間を原則 2 年とする新たな規則が発表されました。
.....

2016年8月25日、国家平和秩序維持評議会(NCPO)より、関税フリーゾーンおよびIEATフリーゾーン内で保管される物品と災害の防止や拡大軽減に使用できる物品の管理に関するNCPO議長令51/2559号が発行され、同日に施行されました。この議長令では、関税フリーゾーンやIEATフリーゾーン(以下、総称して「フリーゾーン」)内での車両等の保管期間について以下の通り定めています。

1. 2016年8月24日までにフリーゾーンへ搬入されていた新車(HSコード8702・8703)のうち、搬入日から2年を経過しているものは、2016年11月23日までにフリーゾーンから搬出が義務付けられます。搬入日から2年以内であれば、引き続きフリーゾーン内での保管が認められますが、保管期間は最初の搬入日から2年が上限となります。
2. 2016年8月24日までにフリーゾーンへ搬入されていた新車以外の物品は、追加で2年間の保管が認められます。
3. 2016年8月25日以降にフリーゾーンへ搬入される物品の保管期間は最初の搬入日から

2年間となります。

4. フリーゾーンから別のフリーゾーンへ移動させた物品の保管期間は最初のフリーゾーンへ搬入した日から起算されます。

重要事項:この議長令はフリーゾーン内で産業目的や商業目的に使用される機械、装置、工具、器具やこれらの部品には適用されません。上記の議長令に違反した場合は、関税法に基づき対象の物品が売却または廃棄される他、フリーゾーン恩典が取り消され、免除されていた関税その他税金が課せられます。フリーゾーンを利用されている企業におかれましては、今後フリーゾーンでの保管期間の管理を徹底されることをお勧めします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2344 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

Paul Sumner

魚住 篤志(0 2344 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@th.pwc.com

Santi Krongsithidej

武部 純 (0 2344 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com

Nu To Van

桑木 愛子(0 2344 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com

熊崎 裕之(0 2344 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com

名賀石 樹 (0 2344 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com

松下駿太郎(0 2344 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* このレポートは、タイ国における法令等の改正動向等を弊事務所のお客様向けにお知らせするため発行されたものであり、一般情報の提供を主たる目的としていますので、貴社の個別ケースに対する専門的アドバイスとして、ご利用頂けない場合がございますのであらかじめご了承下さい。また、このレポートの全部又は一部を、弊事務所の許可なく転用することはご遠慮頂くようお願い申し上げます。ご不明の点につきましては、弊事務所(電話番号: (662) 788-0000)までお問い合わせ下さい。